

トラベルレンタカー 貸渡約款

■第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- 1 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者による約款の運転者に係る部分と周知し、遵守させるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第40条の細則、重要事項説明書、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲内で特約することができます。特約した場合には、その特約約款に優先するものとします。

■第2章 予約

第2条 (予約の申込み)

- 1 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、予め、車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者及びチャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受人条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、第3条第1項の規定に基づく代理貸渡を行う場合（同項の規定による代理貸渡を受けた車両を代車として貸し渡す場合を含みます。）を除き原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消し等)

- 1 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上超過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 当社の都合により、予約が取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済みの予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより返還金を支払うものとします。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール、天災、他の借受人によるレンタカーの返却遅延、その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったとき若しくは事前に予約されたレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約成立後であっても予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第5条 (代替レンタカー)

- 1 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、喫煙車・禁煙車の別、その他の仕様等の条件（以下「条件」といいます。）のレンタカーを貸し渡すことができず、又は、借受人に予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
- 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たされなかった条件以外は、予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。ただし、代替レンタカーの貸渡料金が貸渡した車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとします。予約した車種クラスの貸渡料金を低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡の申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるとします。
- 4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱ひ、当社は受領済みの予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより返還金を支払うものとします。
- 5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱ひ、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第6条 (先着)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条 (予約業務の代行)

- 1 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。
- 2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

■第3章 貸渡し

第8条 (貸渡契約の締結)

- 1 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができないレンタカーがない場合、借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は、又は借受人若しくは運転者が以下の各号に関して当社からの求めに応じられない場合は、これを除きます。
- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

- 3 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原簿）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する。貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の居住する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しを提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。
- (注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車運送局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2.(10)及び(11)のことをいいます。
- (注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別添様式第14の4の車種の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

- 1 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示をせず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
- (2) 酒気を帯びてると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等呈しているとき認められるとき。
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず7才未満の幼児を同乗させること。
- (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができます。
- (1) 予約に際して定めた運転者の貸渡料金の支払いが異なること。
- (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞りした事実があること。
- (3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
- (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第25条第1項に掲げる行為があったとき。
- (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (6) 暴力団の取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対し暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要し、又は暴力的行為若しくは脅迫を用いたとき。
- (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社に信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。
- (8) 別に明示する条件を満たしていないとき。

3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱ひ、借受人から予約取消手数料の支払いを受けたときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条 (貸渡契約の成立)

- 1 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は代行業者において発行したクーポン券相当額は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時と、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条 (貸渡料金)

1 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算規模を料金表に明示します。

- (1) 基本料金
- (2) 特別整備料
- (3) 燃料整備料
- (4) 燃費代又は充電代
- (5) 車種引取料
- (6) その他の料金

2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。

3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

4 貸渡料金については、別途細則で定めるものとします。

第12条 (借受条件の変更)

1 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条 (点検整備及び確認)

- 1 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検を、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 当社は、第3条第4項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含め、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検を、必要な整備を実施するものとします。ただし、代理貸渡の場合で既に当該レンタカーを貸したレンタカー事業者において点検の点検及び整備が実施されているときは、当該点検後等を確認することにより点検、整備の実施に代わることができるものとします。
- 3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づき車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発生した場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条 (貸渡証の交付、携帯等)

- 1 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に書面または電子メールなどの電磁的方法で交付するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下、「使用中」といいます。）、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 当社は、レンタカー返却時に貸渡証の返還を求め場合があります。

■第4章 使用

第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引き渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検を、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けことなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承認を得た者以外の人に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて第三者に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- (10) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条 (借受人又は運転者による違法駐車の場合の措置)

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域の管理者を警察署に届出して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの費用を負担するものとします。
- 2 借受人は、警察からレンタカーの放置違反戻還の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ若しくは引取り等とともに、レンタカーの違法期間満了又は当社の指示を受けたときに取扱い警察署に届出して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、直ちに当該レンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書などにより確認するものとし、処理されていない場合は、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置違反戻還をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により、借受人又は運転者に対する放置違反戻還に係る責任追及のための必要の協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める非明露及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係が報告する等の必要な法的措置をとることができるものと、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引き取りに要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下、「駐車違反戻還費用」という）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反戻還費用を支払うものとします。

(1) 放置違反金相額額

(2) 当社が別に定める駐車違反返約金

(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項の規定する請求額を金額を支払わないときは、当社は借受人又は運転者の氏名、生年月日、住所、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全国レンタカーシステム」といいます。）及び当社の貸渡者リスト（以下「全国レンタカーシステム」といいます。）に登録等の措置をとるものとします。

7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づき自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反返約金に充てるものとし、当該借受人又は運転者が、当社が別に定める額の駐車違反返金（受領において「駐車違反返金」といいます。）を申し受けたことと認めるものとします。

8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反及び第5項第3号に規定する費用の金額を請求したときは、当社は第6項の規定する全国レンタカーシステムに登録する旨の措置をとらず、又は既に全国レンタカーシステムに登録したデータを削除するものとします。

借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は告訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令を取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は先に支払いを受けた駐車違反戻還費用のうち、駐車違反金を借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

10 第6項の規定により、全レ協システム等に登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システム等に登録したデータを削除するものとします。

第19条 (GPS機能)

- 1 借受人及び運転者は、レンタカーに金地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - (1) 賃貸契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 - (2) 第28条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は賃貸契約の履行のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第20条 (ドライブレコーダー)

- 1 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - (1) 事故が発生した場合には、事故発生時の状態を確認するため。
 - (2) レンタカーの管理又は賃貸契約の履行のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

■第5章 返 還

第21条 (返還責任)

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第22条 (返還時の確認等)

- 1 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常的使用によって摩耗した箇所があること、電気自動車用の電池の減耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
- 3 借受人は未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその精算を完了しなければならないものとします。
- 4 借受人は、レンタカー返還時において、燃料または電気が未補充（満タンまたは満充電でない）の場合には、料金等を従い出した燃料または電気代を支払うものとします。

第23条 (借受期間変更時の貸渡料金)

借受人は、第12条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第24条 (返還場所等)

- 1 借受人は、第12条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
- 2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けるとともに所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返したときは、別に定める返還場所変更運送料を支払うものとします。

第25条 (不返還となした場合の措置)

- 1 借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明な等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするともに、全レ協システム等に登録する等の措置をとるものとします。
- 2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3 本項に該当することとなった場合、借受人は、第30条の規定により当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。
- 4 第1項に該当するレンタカーが発見された場合、当社は、当社の判断により自ら当該レンタカーを引き取る場合があります。その際、当社は、遺留品についての保管の責を負わないものとします。

■第6章 故障、事故、盗難時の処理

第26条 (故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第27条 (事故発生時の措置)

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 当社に申し及ぶ及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに必要書類を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 4 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 5 当社は、必要と認められる場合には、前項の記録を検査するなどの措置をとるものとします。

第28条 (盗難発生時の措置)

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、又はその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに警察への警報に連絡すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を選択なく提出すること。

第29条 (使用不能による賃貸契約の終了)

- 1 使用中にない故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、賃貸契約は終了するものとします。
- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合による限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな賃貸契約を締結したものと、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから賃貸契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

■第7章 賠償 及び 補償

第30条 (賠償及び営業補償)

- 1 借受人は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用に第三者又は当社に損害を与えたときは、第36条第1項の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含め、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。
- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により、当社がそのレンタカーを利用できなかったことによる損害については、料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

第31条 (保険及び補償)

- 1 借受人は第30条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - (1) 対人補償：1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
 - (2) 対物補償：1事故につき無制限（免責額5万円）
 - (3) 人身傷害補償：1名につき3,000万円まで
 - (4) 車両補償：1事故につき車両時賠償（免責5万円）
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害、又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において発生し、且、損失、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、その損害の発生について借受人又は運転者に故意又は重大な過失がある場合を除き、借受人はその損害を賠償することを要しないものとします。
- 4 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額又は損害賠償責任共済掛金相当額は、貸渡料金に含まず。

■第8章 賃貸契約の解除

第32条 (賃貸契約の解除)

- 1 借受人は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき、又は何ら通知、催告を要せずに賃貸契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

第33条 (中途解約)

- 1 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て決定する中途解約手数料を支払った上で賃貸契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、細則に定めのある場合を除きます。
- 2 借受人は、前項の解約をするときは、当社が定める中途解約手数料を当社に支払うものとします。
【中途解約手数料】（賃貸契約期間に対応する貸渡料金 - 貸渡しから解約までに対応する貸渡料金）× 5%

■第9章 個人情報

第34条 (個人情報の利用目的)

- 1 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、賃貸契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー及びこれに関連したサービスの提供をするため。
 - (3) 賃貸契約の締結に際し、借り受け申込者又は運転者に対し、本人確認及び賃貸契約締結の可否についての審査を行うため。
 - (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上等の業務の目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を経営統計に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2 第1項各号に定めのない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第35条 (個人情報の登録及び利用の範囲)

- 1 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報や全レ協システム等に7年を超えない期間登録されることが並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの関係である団体であるレンタカー事業者から賃貸契約締結の際の審査のために利用されることがあるものとします。
 - (1) 当社が道路運送法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 - (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反取戻費用の全額の支払いがない場合
 - (3) 第25条第1項に規定する不返還であったと認められる場合

■第10章 雑 則

第36条 (代理貸渡し)

- 1 当社は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社には借り受ける事務を移すものとします。（これを「代理貸渡し」といいます。）
 - (1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、当社の貸渡料金は、当該貸渡料金を提供した事業者の貸渡料金を適用するよりも、利用者にとって有利であるときは当社の貸渡料金を適用すること。
 - (2) 当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡料金が添付されていること。なお、添付方法は電子メールなどの電磁的方法による場合があるものとします。
 - (3) 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡料金を適用するものとします。
 - (4) 代理貸渡しを行う場合の基本運賃に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡専用の様式の貸渡証によるものとします。
 - (5) 代理貸渡しの場合に発生する貸渡料金は、書面または電子メールなどの電磁的方法で交付するものとします。
 - (6) 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡した車両において、故障その他トラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを申し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第37条 (約款)

当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といても相抵することができるものとします。

第38条 (消費税)

借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第39条 (運送損害金)

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による運送損害金を支払うものとします。

第40条 (細則)

- 1 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。また予否なくこの約款及び細則を改定することができるものとします。
- 2 当社は、約款及び細則を改定し、又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示又は、当社の発行するパンフレット、料金表若しくはホームページ上これを記載するものとします。これを改定した場合も同様とします。

第41条 (含意管理義務)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

■附 則

本約款は、2022年7月10日から施行します。